

制 度 名	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設
税 目	相続税、贈与税
要 望 の 内 容	<p>持分のある医療法人において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出資者の死亡に伴い、相続人が出資持分に係る相続税を契機として出資持分の払戻しを請求すること ・ 相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等に伴い、残存出資者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求すること <p>により、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けることができるよう、持分のある医療法人のうち、持分のない医療法人への移行を検討する法人（※1）について、以下の特例措置を創設する。</p> <p>（1）移行期間中に出資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を移行期間（※2）内は猶予するとともに（※3）、移行期間内に、相続人を含めた出資者が出資持分を放棄し、一定の要件（相続税法第 66 条第 4 項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。）を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、相続人は、それぞれに定める額の猶予税額及び利子税（年 3.6%）を納付しなければならないこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかった場合 猶予税額及び利子税 ② 相続人が出資持分の払戻しを受け、当該払戻し相当額を基金として拠出する場合（基金拠出型医療法人へ移行する場合） 当該払戻し相当額に対応する猶予税額及び利子税 ③ 相続人が出資持分の払戻しを受け、又は譲渡を行った場合（②の場合を除く。） 猶予税額及び利子税 <p>（2）相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等をした場合に残存出資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間内は猶予するとともに（※3）、移行期間内に、残存出資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、残存出資者は、それぞれに定める額の猶予税額及び利子税（年 3.6%）を納付しなければならないこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかった場合 猶予税額及び利子税 ② 残存出資者が出資持分の払戻しを受け、当該払戻し相当額を基金として拠出する場合（基金拠出型医療法人へ移行する場合） 当該払戻し相当額（出資払込額を超える額に限る）に対応する猶予税額及び利子税 ③ 残存出資者が出資持分の払戻しを受け、又は譲渡を行った場合（②の場合を除く。） 猶予税額及び利子税 <p>併せて、出資額限度法人（※4）のうち、持分のない医療法人への移行を検討する法人（移行期間中は、元の持分のある医療法人への後戻りを禁止）について、移行期間中に、出資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、残存出資者に係るみなし贈与の課税（※5）の問題について、下記の取扱いとする。</p> <p>（課税判定時期について）</p> <p>移行期間中は、持分のある医療法人への後戻りを禁止し、さらに持分放棄をして持分のない医療法人への移行手続き中であるので、残存出資者に対してみなし贈与の課税を課すか否かの判定は、みなし贈与の時を基準として、移行期間内の事実関係をも</p>

勘案して行うものとする。

(移行期間中)

移行期間中に残存出資者(の一人)が出資払込額の払戻しを受ける場合は、当該残存出資者に対しては、みなし贈与の課税とはしない取扱いとする。

(持分のない医療法人に移行した場合)

移行期間中に持分のない医療法人に移行した場合は、残存出資者に対するみなし贈与の課税とはしない取扱いとする(法人に対する贈与の問題(相続税法66条4項の適用の問題)として判定する)。

(持分のない医療法人へ移行できなかった時)

移行期間終了時においても、持分のない医療法人に移行せずに、かつ出資額限度法人におけるみなし贈与の課税が行われないうための要件を充足しない時は、残存出資者にみなし贈与の課税が課せられるものとする。

要
望
の
内
容

- ※1 持分のない医療法人への移行計画(以下「移行計画」という)を作成し、「3年以内に持分のない医療法人への移行を検討する」ことを規定する定款変更を行った医療法人に限る
移行計画には、移行の検討体制、担当理事、移行期間(3年以内の期間とする)、各出資者の出資額等・調整スケジュール、移行法人類型見込み等を記載する。
- ※2 移行期間は、当該医療法人の社員総会で、移行検討の定款変更の議決をした日から3年以内で定款に定める期間
- ※3 相続人又は残存出資者が相続税又はみなし贈与の課税の納税猶予を申請する場合は、次の書類を添付することとする。また、猶予税額に相当する担保として、当該医療法人の出資持分等を提供することとする。
 - ・ 当該医療法人の定款(「3年以内の持分のない医療法人への移行について検討する」ことを定めたものに限る。)
 - ・ 移行計画
- ※4 出資額限度法人とは、出資持分の定めのある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするもの。
- ※5 出資額限度法人においては、出資者や相続人が持分払戻しを受けることにより、残存出資者に発生するみなし贈与の課税について、同族性を排除する一定の要件を満たす場合は、みなし贈与の課税は生じないものと解されている。(「持分の定めのある医療法人が出資額限度法人に移行した場合等の課税関係について」(平成16年6月8日国税庁課税部長宛厚生労働省医政局長照会))

平年度の減収見込額
(制度自体の減収額)

▲174 百万円
(- 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。

(2) 施策の必要性

医療法人が地域住民に対し医療を安定的に提供するよう、持分のある医療法人について、非営利性を徹底した持分のない医療法人への円滑な移行を進める必要がある。

平成 20 年度税制改正において、持分のない医療法人への円滑な移行を促進するため、相続税法第 66 条第 4 項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件の見直しが行われた。しかし、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行は、出資持分の放棄に関し、すべての出資者との調整に一定の時間を要するものであり、持分のない医療法人への移行を検討している途中で、出資者の 1 人が死亡することも考えられる。

相続人が出資持分に係る相続税を契機として出資持分の払戻しを請求した場合は、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、相続人が出資持分に係る相続税を納税した場合は、相続人が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないこととなる。

また、相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等により残存出資者にみなし贈与の課税が発生するが、残存出資者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求したときは、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、残存出資者がみなし贈与の課税を納税した場合は、残存出資者が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないこととなる。

持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等の出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人へ移行できるようにするため、相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置を設ける必要がある。

また、出資額限度法人において、出資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、元の持分のある医療法人への後戻りが可能であることから残存出資者にみなし贈与の課税の問題が発生する。当該出資額限度法人が同族性を排除する一定の要件を満たしている時は残存出資者にみなし贈与の課税は生じないと解されているが、移行期間中は、持分のある医療法人への後戻りを禁止し、さらに持分のない医療法人への移行手続き中（出資持分の放棄や同族性の排除等の手続き）であるので、みなし贈与の課税を判定する時期については、移行期間終了時（みなし贈与の時を基準として移行期間内の事実関係をも勘案して行うこと）とすることが適切である。また、仮に、移行期間中にみなし贈与の課税とならない要件を充足していないために、残存出資者にみなし贈与の課税が課せられると、当該法人は持分のない医療法人への移行を取りやめ、元の持分のある医療法人へ後戻りの上、残存出資者は出資持分の払戻し請求をすることも考えられる。

持分のない医療法人への移行を進めている出資額限度法人が持分のない医療法人への円滑な移行を図るためには、残存出資者に発生するみなし贈与の課税の判定時期を移行期間終了時等とする取扱いが必要である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		政策の達成目標	持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間
		同上の期間中の達成目標	本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間100法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域住民に対して医療を安定的に提供できる。
有 効 性		政策目標の達成状況	平成21年度における持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数は31法人にとどまっていることから、医業の継続性を確保するため、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を進める必要がある。
		要望の措置の適用見込み	本要望措置により、持分のある医療法人のうち約300法人が持分のない医療法人への移行を検討し、当該300法人のうち、持分のない医療法人への移行期間中に、出資者の死亡による相続が発生すると推定される年間11法人が本要望措置の適用対象法人見込数。なお、適用対象法人は、死亡率から勘案し11法人であるが、本要望措置の導入により、持分のある医療法人のうち年間100法人程度が持分のない医療法人への移行が見込まれ、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行が促進される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	アンケート結果(※)によると、病院を経営する持分のある医療法人の33.7%が将来、持分のない医療法人への移行の意思がある。さらに、本要望措置を創設することにより、持分のある医療法人の47.1%が持分のない医療法人への移行を具体的に検討する意向がある。 また、診療所を経営する持分のある医療法人の4.9%が将来、持分のない医療法人への移行の意思がある。さらに、本要望措置を創設することにより、持分のある医療法人の12.2%が持分のない医療法人への移行を具体的に検討する意向がある。 持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、すべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出資者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を適用した医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現するものと考えられる。 ※医療法人の現状と課題に関するアンケート調査(平成22年6月 日本医師会・四病院団体実施)速報値(今後、数値は変更されることがある)

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	相続税法第 66 条第 4 項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件の見直し（平成 20 年度税制改正）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設等施設・設備整備費補助金（22 年度予算額：1,282 百万円） ・ 医療施設運営費等補助金（22 年度予算額：2,523 百万円） ・ 医療提供体制推進事業費補助金（22 年度予算額：30,603 百万円） ・ 医療提供体制施設整備交付金（22 年度予算額：8,874 百万円） ・ 福祉医療機構融資（22 年度予算：259,800 百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	医療施設の施設・設備の整備、医療施設の運営等に対し助成等を行っているが、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を促進するための補助金はない（重複なし）。
	要望の措置の妥当性	本要望措置は、地域医療の継続を図るものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。また、本要望措置は、最終的に出資持分の放棄により、持分のない医療法人への移行を図るものであり、税負担の軽減が個人の受益につながるものではなく妥当である。
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度税制改正要望	